

トライアルテストに関する誓約書

平成 29 年 11 月 21 日

一般社団法人 人材育成と教育サービス協議会

トライアルテスト事務局 宛

(申請機関)

所在地 〒130-0000 東京都中央区銀座0-0-0

申請機関名称 株式会社人材教育サービス

代表者役職・氏名 代表取締役 品川 花子

者代
印表

平成 29 年度厚生労働省委託事業「公的職業訓練等に関する職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定(仮称)」(以下、「ガイドライン適合事業所認定」という。)のトライアルテストに参加するため、下記のとおり誓約いたします。

(該当する場合、チェックボックスにチェックを入れてください。)

- (1) 原則以下のトライアルテスト申請要件 1~3 を全て満たす民間教育訓練機関等(※1)であること。
- 1 厚生労働省が定めたガイドラインを用いて、既にサービスの質の向上に取り組んでいる民間教育訓練機関等であること。具体的には、ガイドラインに基づく自己診断表において、自己診断の結果が全て「◎」(できている)であること。ただし、以下の条件を全て満たす場合は、申請可能とする。
 - ・ 全ての項目において「△」(課題として理解)の記載がない
 - ・ 3.1(職業訓練ニーズの明確化)、3.2(職業訓練サービスの設計)、3.5(職業訓練サービスの評価)において「○」(一部できている)が2個以内
 - ・ 4.1~4.7(民間教育訓練機関のマネジメントシステム)において「○」(一部できている)が3個以内
 - 2 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構(JEED)の実施する「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修」を受講した人員を有していること。
 - 3 現在公的職業訓練(ハロートレーニング)等(※2)を実施しているか、又は将来実施する計画があること。
- (2) 以下に記すトライアルテストの趣旨及び申請・認定に関する重要事項を全て理解していること。
- ・ トライアルテストは、ガイドライン適合事業所認定の本格実施に向けた具体的な検討・検証を目的として実施される。
 - ・ トライアルテストにおいてガイドライン適合事業所認定の認定基準を満たしていないと判断された事業所は、その判定結果に対して異議申し立てを行うことはできない。
 - ・ トライアルテストにおいて認定審査基準を満たしていないと判断された事業所が、その判定結果によって不利益を被ることはない。

- ・ 審査事務局が申請書類を受理した段階で申請要件を満たし、申請書類に不備のない民間教育訓練機関等に対して、トライアルテストの趣旨に準じ、当該事業所の地域性、規模などを総合的に勘案し、本事業の協議会においてトライアルテストに参加する民間教育訓練機関等の選定を行う。(先着順による選定ではない。)
- ・ 民間教育訓練機関等が、トライアルテストへの参加申請を行ったことにより公的職業訓練(ハロートレーニング)等に関する何らかの優遇処置を受けることはない。
- ・ 自己診断表における自己診断の結果が「◎」(できている)であったとしても、実際の書類審査及び現地審査において認定審査基準を満たしていないと判断された場合は、認定されない。
- ・ トライアルテストにおいて認定審査基準に適合していると認定された民間教育訓練機関等に対し、ガイドライン適合事業所認定の認定証(トライアルテスト)が付与される。本認定証はあくまでもトライアルテストにおける認定審査基準に適合している証明であり、ガイドライン適合事業所認定が本格施行されていない現時点において、認定取得機関の永続的な適合性を証明するものではない。

- (3) 提出する書類については事実と相違ないこと。
- (4) 本事業の協議会におけるトライアルテスト参加機関の選定結果に従うこと。
- (5) トライアルテストにおいて付与された認定証(トライアルテスト)を広報等に活用する際は、本事業及びトライアルテストの趣旨を踏まえた上で活用すること。
- (6) ガイドライン適合事業所認定を受けた後に、提出書類の虚偽記載及び現地審査時の不適切な行為等が判明した場合、同認定の取消しに同意すること。
- (7) 公的職業訓練(ハロートレーニング)等の実施に関して、以下に該当しないこと。
 - ・ 過去に重大な不正行為等により求職者支援訓練の認定を取り消されたことがある。
 - ・ 過去に重大な不正行為等以外の理由により求職者支援訓練の認定を取り消されたことがあり、認定取消日から起算して5年を経過していない。
 - ・ 過去に教育訓練給付制度において講座指定を取り消されたことがあり、指定取消日から起算して5年を経過していない。
- (8) 租税等の納付を適正に行っていること。
- (9) 暴力団関係事業主ではないこと。
- (10) 風俗営業等関係事業主ではないこと。
- (11) 上記(1)から(10)に掲げるもののほか、職業訓練の実施に関して不適切な行為並びにその他関係法令の規定に反した行為を行っている又は行ったことがある民間教育訓練機関等ではないこと。

(※1) 本事業でいう民間教育訓練機関等とは、株式会社等の営利法人、職業訓練法人、専修学校・各種学校、大学・短期大学等を想定しています。

(※2) 本事業でいう公的職業訓練(ハロートレーニング)等とは、委託訓練、求職者支援訓練、教育訓練給付制度による教育訓練を指します。

以上